

# 令和7年度 倉吉市国民健康保険料率表

赤字 : 令和7年度改正箇所

	医療保険分	後期高齢支援金分	介護保険分(40～64歳)	内容
所得割率	5.3%	2.4%	1.75%	前年中の総所得金額等に対する保険料額
均等割額	20,400円 × 人数	8,700円 × 人数	8,500円 × 人数	被保険者1人当たりにかかる保険料額 ※未就学児(H31.4.2以降生まれ)の場合は、左記の半額になります。
7割減	6,120円 × 人数	2,610円 × 人数	2,550円 × 人数	
5割減	10,200円 × 人数	4,350円 × 人数	4,250円 × 人数	
2割減	16,320円 × 人数	6,960円 × 人数	6,800円 × 人数	
平等割額	16,200円	7,600円	5,400円	1世帯当たりにかかる保険料額
7割減	4,860円	2,280円	1,620円	
5割減	8,100円	3,800円	2,700円	
2割減	12,960円	6,080円	4,320円	
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円	年額保険料の賦課限度額 (世帯合計の限度額: 1,090,000円)

【参考】年額保険料の最低額: 19,800円(40～64歳)、15,700円(～39歳、65～74歳)

## 軽減判定基準額の求め方

世帯主及びその世帯に属する被保険者全員(特定同一世帯所属者<sup>※1</sup>を含む)の令和6年中の合計所得金額<sup>※2</sup>の合計が下表中の計算式で求めた金額以下の場合、それぞれ減額となります。

軽減割合	軽減判定基準額の求め方
7割	430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等 <sup>※3</sup> の数 - 1)
5割	430,000円 + 305,000円 × 被保険者数(特定同一世帯所属者 <sup>※1</sup> を含む) + 100,000円 × (給与所得者等 <sup>※3</sup> の数 - 1)
2割	430,000円 + 560,000円 × 被保険者数(特定同一世帯所属者 <sup>※1</sup> を含む) + 100,000円 × (給与所得者等 <sup>※3</sup> の数 - 1)

※1) 特定同一世帯所属者とは

後期高齢者医療の被保険者資格を取得した者のうち、以下の①及び②に該当する者。

- ① 後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日において、国民健康保険の被保険者の資格を有する者。
- ② 後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日以降、同一世帯に所属する国民健康保険の被保険者と継続して同一世帯に属する者。

注1) 当該日において国民健康保険の世帯主であった者が、継続して国民健康保険の世帯主である場合に限る。

※2) 軽減判定に用いる合計所得金額とは

地方税法等に定める方法により算定した個人に対する市町村民税所得割の課税標準となる所得のうち、次の①から⑦までの所得を合計した額。

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ① 総所得金額                         | ② 山林所得金額                                |
| ③ 土地の譲渡等に係る事業所得等(事業所得 + 雑所得)の金額 | ④ 土地建物等に係る長期譲渡所得金額(特別控除前の額)             |
| ⑤ 土地建物等に係る短期譲渡所得金額(特別控除前の額)     | ⑥ 株式等に係る所得(配当所得 + 譲渡所得 + 事業所得 + 雑所得)の金額 |
| ⑦ 先物取引等に係る雑所得等(事業所得 + 雑所得)の金額   |   |

注1) 事業主が(青色)事業専従者に支払った給与は事業主の所得とみなし、(青色)事業専従者が事業主から支払いを受けた給与は無いものとみなして算定します。

注2) 65歳以上(S35.1.1以前生まれ)の人が公的年金等所得を有した場合は、税法上の控除額とは別に15万円を控除した額を公的年金等に係る所得金額とみなして算定します。

※3) 給与所得者等とは

給与所得または公的年金等所得を有する世帯主及び被保険者(特定同一世帯所属者<sup>※1</sup>を含む)。

## 軽減判定基準額早見表(令和7年度)

被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)	1人			2人				3人				
	0人	1人	2人	0人	1人	2人	3人	0人	1人	2人	3人	4人
7割	430,000円	430,000円	530,000円	430,000円	430,000円	530,000円	630,000円	430,000円	430,000円	530,000円	630,000円	730,000円
5割	735,000円	735,000円	835,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,140,000円	1,240,000円	1,345,000円	1,345,000円	1,445,000円	1,545,000円	1,645,000円
2割	990,000円	990,000円	1,090,000円	1,550,000円	1,550,000円	1,650,000円	1,750,000円	2,110,000円	2,110,000円	2,210,000円	2,310,000円	2,410,000円

被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)	4人						5人						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
7割	430,000円	430,000円	530,000円	630,000円	730,000円	830,000円	430,000円	430,000円	530,000円	630,000円	730,000円	830,000円	930,000円
5割	1,650,000円	1,650,000円	1,750,000円	1,850,000円	1,950,000円	2,050,000円	1,955,000円	1,955,000円	2,055,000円	2,155,000円	2,255,000円	2,355,000円	2,455,000円
2割	2,670,000円	2,670,000円	2,770,000円	2,870,000円	2,970,000円	3,070,000円	3,230,000円	3,230,000円	3,330,000円	3,430,000円	3,530,000円	3,630,000円	3,730,000円

被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)	6人							
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
7割	430,000円	430,000円	530,000円	630,000円	730,000円	830,000円	930,000円	1,030,000円
5割	2,260,000円	2,260,000円	2,360,000円	2,460,000円	2,560,000円	2,660,000円	2,760,000円	2,860,000円
2割	3,790,000円	3,790,000円	3,890,000円	3,990,000円	4,090,000円	4,190,000円	4,290,000円	4,390,000円